



2022年4月18日

各 位

会社名 中本パックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 河田 淳
(コード番号：7811 東証プライム市場)
問合せ先 総務・経営企画部長 吉田 卓司
(TEL. 06-6762-0431)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月18日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年5月25日開催予定の第34期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）につきまして、変更案のとおり事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (3) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定として、変更案第29条第1項及び第40条第1項を設けるものであります。
なお、変更案第29条第1項の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- (4) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第 47 条（剰余金の配当等の決定機関）及び第 48 条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第 6 条（自己の株式の取得）、第 48 条（中間配当）及び第 49 条（剰余金の配当）を削除するものであります。
- (5) その他、上記の変更等に伴う条数及び字句等の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条 (条文省略) (目的)	第 1 条 (現行どおり) (目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1、プラスチックフィルム・和洋紙・加工紙並びに不織布・不織布を利用した日用雑貨品等の販売 2、～12、 (条文省略)	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1、プラスチックフィルム・和洋紙・加工紙及び不織布・不織布を利用した各種包装材料・日用雑貨品等の販売 2、～12、 (現行どおり)
第 3 条～第 5 条 (条文省略) <u>(自己の株式の取得)</u>	第 3 条～第 5 条 (現行どおり)
第 6 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。	(削 除)
第 7 条～第 16 条 (条文省略) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u>	第 6 条～第 15 条 (現行どおり)
第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することができる。	(削 除)
(新 設)	<u>(電子提供措置等)</u> 第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第 18 条～第 29 条 (条文省略) (取締役との責任限定契約)	第 17 条～第 28 条 (現行どおり) (取締役の責任免除)
第 30 条 (新 設)	第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。	2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。
第 31 条～第 40 条 (条文省略) (監査役との責任限定契約)	第 30 条～第 39 条 (現行どおり) (監査役の責任免除)
第 41 条 (新 設)	第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。</p> <p>第 42 条～第 47 条 (条文省略) (中間配当)</p> <p>第 48 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 49 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 50 条 (条文省略) (新 設) (新 設)</p>	<p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。</p> <p>第 41 条～第 46 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 47 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 48 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。</p> <p>3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第 49 条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 定款第 17 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示) の削除および定款第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 17 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示) は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 定款変更の日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 2022 年 5 月 25 日 (水) (予定)
- (2) 定款変更の効力発生日 2022 年 5 月 25 日 (水) (予定)

以 上